

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本貸金業協会（以下「本協会」という。）は、日本貸金業協会（英文名「Japan Financial Services Association」）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に、従たる事務所を都道府県の区域ごとに置く。従たる事務所の所在地は別表記載のとおりとする。

(組 織 及 び 人 格)

第 3 条 本協会は、貸金業法第 3 条の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けた者（以下「貸金業者」という。）をもって組織し、貸金業法第 26 条第 2 項の規定により内閣総理大臣の認可を受ける法人とする。

(目 的)

第 4 条 本協会は、貸金業者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

(業 務)

第 5 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協会員が貸金業法及び関係法令を遵守し、協会員間の秩序を保持することを強化促進すること。
- (2) 協会員に、法令及び定款、業務規程その他の規則を遵守するための当該協会員又はその役員若しくは従業員が遵守すべき規則及び管理体制を整備させることにより、法令又は定款、業務規程その他の規則に違反する行為を防止し、資金需要者等の信頼を確保すること。
- (3) 協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに営業及び財産の状況を調査すること。
- (4) 協会員及び協会との間で紛争等解決業務に関する手続実施基本契約を締結した貸金業者（本条及び次条において「協会員等」という。）が営む貸金業の業務に対する資金需要者等からの苦情の解決を図ること。
- (5) 協会員等が営む貸金業の業務に関する紛争解決手続を実施すること。
- (6) 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援を行うこと。
- (7) 協会員の役員及び従業員の研修等を行い、その資質の向上を図ること。

- (8) 法令に基づく登録の申請、届出その他必要な事項に関し、内閣総理大臣又は都道府県知事に協力すること。
 - (9) 金融に係る知識の普及及び啓発を図ること。
 - (10) 貸金業に関する課題を調査研究し、必要に応じて政府等に建議要望すること。
 - (11) 協会員間及び貸金業に係りのある団体等との意思の疎通及び意見の調整を図ること。
 - (12) 貸金業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する業務を行うこと。
 - (13) 個人情報保護団体に関する業務を行うこと。
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。
- 2 本協会は、営利の目的をもって業務を行わない。

(業務規程)

第6条 本協会は、前条第1項に規定する業務を円滑に行うため、その業務規程において、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 協会員が営む貸金業に係る過剰貸付けの防止に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 協会員がその貸金業の業務に関して資金需要者である個人の顧客と締結する極度方式基本契約で定められた条件のうち、一定期間における最低の返済額その他の返済に関する事項
- (3) 協会員がその貸金業の業務に関して行う広告の内容、方法、頻度及び審査に関する事項
- (4) 協会員がその貸金業の業務に関して行う勧誘に関する事項
- (5) 協会員がその貸金業の業務に関して行う債権の取立てに関する事項
- (6) 協会員に対する監査に関する事項
- (7) 協会員等が営む貸金業の業務に対する資金需要者等（債務者等であった者を含む。）からの苦情の解決に関する事項
- (8) 協会員等が営む貸金業の業務に係る紛争解決手続の実施に関する事項
- (9) 資金需要者等に対する借入れ及び返済に関する相談又は助言その他の支援に関する事項
- (10) 資金需要者等による貸付自粛の申告と対応に関する事項
- (11) 貸金業の業務に従事する者に対する研修に関する事項
- (12) 貸金業務取扱主任者に係る試験、登録及び講習の実施に関する事項
- (13) 個人情報保護団体業務に関する事項
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事項

(定款施行規則)

第 7 条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」（以下「定款施行規則」という。）をもって定める。

（規則等の制定及び改正）

第 8 条 業務規程、定款施行規則その他の規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第 2 章 協 会 員

第 1 節 権利及び義務

（協会の資格等）

第 9 条 貸金業者は、本協会に加入し、協会員となることができる。

2 協会員が次の各号の一に該当したときは、協会員たる資格（以下「会員権」という。）を失う。

(1) 本協会を退会し、又は本協会から除名の処分を受けたとき。

(2) 貸金業者たる資格を喪失したとき。

3 会員権の承継に関する事項は、定款施行規則で定める。

4 会員権は、譲渡することができない。

（会費及び特別会費）

第 10 条 協会員は、本協会が定めるところにより会費を本協会に納入しなければならない。

2 協会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、その定めるところにより特別会費を本協会に納入しなければならない。

3 会費及び特別会費の額は、理事会の決議により定める。

4 前項の規定による決議は、協会員に公正に分担させることを旨として行うものとする。

（協会員代表者）

第 11 条 法人協会員は、定款施行規則で定めるところにより、本協会の業務についてその協会員を代表する者（以下「協会員代表者」という。）を 1 人定め、本協会に届け出なければならない。

2 本協会が協会員代表者を不適任と認めるときは、事由を示してその変更を求めることができる。

（届出及び報告事項）

第 12 条 協会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合に該当することとなったときは、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、その内容を本協会に届出又は報告しなければならない。

（資料の提出等）

第 13 条 本協会は、必要があると認めるときは、協会員に対し、当該協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに当該協会員の営業及び財産に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

2 協会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の請求に応じなければならない。

(監査)

第 14 条 本協会は、「監査に関する業務規程」で定めるところにより、協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守の状況並びに協会員の営業及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 協会員は、前項の規定により本協会が行う監査に応じなければならない。

(本協会の名称の使用制限)

第 15 条 協会員は、本協会の承認を受けずに本協会の名称を使用してはならない。

第 2 節 加入及び退会

(加入の承認)

第 16 条 本協会に加入しようとする貸金業者は、別に定める様式による加入申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

2 前項の加入申請書には、定款施行規則で定める書類を添付しなければならない。

3 第 1 項に規定する加入の承認は、理事会の決議により行う。

(加入の拒否)

第 17 条 本協会は、本協会に加入の申請を行った貸金業者（以下「加入申請者」という。）が次の各号の一に該当するときは、その加入を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく内閣総理大臣若しくは都道府県知事の処分に違反する行為をして、貸金業の業務の停止を命ぜられ、又は法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは本協会の定款、業務規程その他の規則に違反する行為をして、本協会から除名の処分を受けたことがあること。

(2) 前条の加入申請書若しくはその加入申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(3) 貸金業者の信用又は品位を害するおそれがある者であること。

2 前項第 3 号に該当することを理由にその加入を拒否しようとするときは、

あらかじめ、当該加入申請者にその旨を通知して、相当の期間内に弁明する機会を与えるものとする。

(加入の承認を受けた場合における加入金の納付)

第 18 条 本協会に加入の承認を受けた加入申請者は、本協会の指定する期日までに本協会に加入金を納入しなければならない。

2 加入金の額は、定款施行規則で定める。

(退会の承認)

第 19 条 協会員は、本協会を退会しようとするときは、別に定める様式による退会申請書を本協会に提出し、本協会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する退会の承認は、理事会の決議により行う。

(基金等の返還の制限)

第 20 条 協会員が本協会を退会するときは、第 66 条に規定する基金その他本協会の財産について返還を受けることができない。

2 前項の規定は、協会員が第 9 条第 2 項第 2 号の規定に該当することとなった場合又は次条の規定により除名の処分を受けた場合についてこれを準用する。

第 3 節 処分及び勧告

(協会員の処分)

第 21 条 本協会は、協会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、その協会員に弁明の機会を与えたうえ、理事会の決議により、処分を行うことができる。

(1) 不正な手段により本協会に加入したとき。

(2) 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款、業務規程その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

(3) 本協会に納入しなければならない金銭を本協会の定めるところにより納入しないとき。

(4) 第 12 条に規定する届出若しくは報告を行わず、又は虚偽の届出若しくは報告を行ったとき。

(5) 第 13 条に規定する報告若しくは資料の提出を行わず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

(6) 第 14 条に規定する監査を拒否し、妨げ、又は忌避したとき。

(7) 第 15 条の規定に違反して本協会の名称を無断で使用したとき。

(8) 貸金業者の信用又は品位を害する非行があったとき。

2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは

は制限又は除名とする。

- 3 前項に規定する過怠金の額は、3 千万円以下とする。ただし、第 1 項第 2 号の違反が重大なものであって、かつ貸金業界の信用を著しく失墜させたときは、過怠金の上限の額を 1 億円とする。
- 4 第 2 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、1 年以内とする。
- 5 第 3 項ただし書による過怠金の賦課による処分及び第 2 項に規定する会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。
- 6 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。
- 7 協会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、協会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

(協会員に対する勧告)

第 22 条 本協会は、協会員の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款、業務規程その他の規則の遵守状況若しくは協会員の営業又は財産の状況が本協会の目的に鑑みて適当でないとき認めるときは、協会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

第 3 章 機 関

第 1 節 総 会

(総会)

第 23 条 総会は、定時総会と臨時総会の 2 種とする。

- 2 総会は、代議員をもって組織する。
- 3 総会に出席できる者は、代議員に選任された協会員（法人協会員の場合はその代表者）又はその代理人とする。

(代議員)

第 24 条 協会員が有する代議員選出権の個数は、当該協会員が負担する会費の口数に比例する。

- 2 代議員の総数は、200 名以内とし、協会員のなかからその業態、地区ごとに、選任する。
- 3 地区・業態別定数、選任の方法等前項の代議員の選任に必要な事項は、「代議員選任規則」をもって定める。
- 4 代議員は、総会において 1 個の議決権を有する。

(総会の招集)

第 25 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 月以内に、臨時総会は、必要がある場合に随時、理事会の決議により会長がこれを招集する。ただし、代議員の 3 分の 1 以上から議案及び招集事由を示して総会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく総会を招集するものとする。

2 前項に規定する総会の招集は、緊急の場合を除くほか、会日の 2 週間前までに各代議員にその日時、場所及び議案を記載した通知を発して行う。

(審議事項)

第 26 条 総会においては、定款で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 定款の改正に関する事項
- (2) 毎事業年度における予算及び決算並びに事業計画書及び事業報告書の承認に関する事項
- (3) 本協会の解散及び残余財産の処分に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が必要と認める事項

(定足数及び議決権の行使)

第 27 条 総会は、その決議について代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 代議員は、理事会が書面による議決権の行使を認めたときは、書面を総会の議長に提出し、その議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権の行使のための書面を提出した代議員は、その総会に出席したものとみなす。

(議決の方法)

第 28 条 総会の議事は、出席した代議員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、定款の改正並びに本協会の解散及び残余財産の処分は、全代議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決による。

2 前項の場合において、定款の改正及び本協会の解散に係る議決は内閣総理大臣の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び総会に出席した代議員 2 人以上がこれに署名押印するものとする。

第 2 節 役 員 等

(役員の数)

第 30 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 会員理事 6 人以内
公益理事 5 人
常任理事 3 人以内
- (2) 監事 会員監事 2 人
常任監事 1 人

(役員を選任)

第 31 条 前条に規定する会員理事は、総会の決議により、代議員である協会員（法人協会員の場合はその代表者）のうちからこれを選任する。

2 前条に規定する公益理事は、総会の決議により、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るために必要な見識を有し、かつ、貸金業に直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者のうちからこれを選任する。

3 前条に規定する常任理事は、総会の決議により、協会の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

4 前条に規定する会員監事は、総会の決議により、代議員である協会員（法人協会員の場合はその代表者）のうちからこれを選任する。

5 前条に規定する常任監事は、総会の決議により、協会の役員及び従業員以外の者からこれを選任する。

6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会長及び副会長の選任)

第 32 条 会員理事、公益理事又は常任理事のうちから、理事の互選により、会長 1 人を選任する。

2 自主規制会議議長、貸金戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となる。

3 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから副会長 2 人を選任することができる。

(専務理事の選任)

第 33 条 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから専務理事 1 人を選任する。

2 前条第 3 項の規定により選任された副会長は、専務理事を兼ねることができる。

(会長の職務)

第 34 条 会長は、本協会を代表し、かつ、本協会の業務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

- 2 会長は、理事会の同意を得て、常任理事のうちから、自主規制会議に委任された業務の執行責任者 1 人及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者 1 人を、それぞれ指名する。

(副会長及び専務理事の職務)

第 35 条 副会長は、会長を補佐し、会長が欠け又は事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順位によりその職務を行い又は代理する。

- 2 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長がともに欠け又は事故があるときは、会長の職務を行い又は代理する。
- 3 本協会は、必要があると認めるときは、理事会の決議により、副会長又は専務理事に本協会を代表する権限を与えることができる。

(執行責任者の職務)

第 36 条 自主規制会議に委任された業務の執行責任者は、第 44 条第 2 項に掲げる業務の執行及び第 22 条に規定する協会員に対する勧告を行い、これを統括する。

- 2 貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者は、第 44 条第 4 項に掲げる業務の執行を行い、これを統括する。
- 3 会長又は副会長（いずれも常任理事であるものに限る。）若しくは専務理事は、自主規制会議に委任された業務の執行責任者又は貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者を兼ねることができる。

(常務執行役の選任等)

第 37 条 会長は、理事会の同意を得て、協会の役員及び従業員以外の者から常務執行役 4 人以内を選任することができる。

- 2 常務執行役は、会長、副会長、専務理事及び一の執行責任者（自主規制会議に委任された業務の執行責任者及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者のいずれかをいう。この項において同じ。）を補佐し、一の執行責任者が欠け又は事故があるときは、その職務を行い又は代理する。
- 3 会長は、理事会の同意を得て、第 1 項の常務執行役の中から、第 5 節で定める相談・紛争解決委員会又は第 6 節で定める試験委員会により決議された事項を執行する者として各 1 人を選任することができる。

(監事の職務)

第 38 条 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。

- 2 監事は、本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告する。
- 3 監事は、理事会、自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会に出席して意見を述べることができる。

(役員等の任期)

第 39 条 役員任期は、就任後第 2 回目の定時総会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員のため選任された役員等（役員及び常務執行役をいう。以下同じ。）の任期は、前項及び第 4 項の規定にかかわらず、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員等は、その任期が満了した後においても、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行うものとする。

4 常務執行役の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（役員解任）

第 40 条 本協会は、正当な事由がある場合には、総会において全代議員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決をもって役員を解任することができる。

2 役員が次の各号の一に該当した場合には、前項に定める総会決議を経ずして解任されるものとする。

(1) 貸金業法第 6 条第 1 項第 1 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。

(2) 貸金業法第 40 条の規定により内閣総理大臣から解任を命ぜられたとき。

（欠員の場合の措置）

第 41 条 理事又は監事に欠員が生じたときは、遅滞なく、その後任の理事又は監事を選任するものとする。ただし、その欠員が 1 人であるときは、この限りでない。

（役員等の報酬）

第 42 条 会員理事及び会員監事は、無報酬とする。

2 公益理事、常任理事、常任監事及び常務執行役の報酬については、理事会の決議によりその総額を定める。

第 3 節 理 事 会

（理事会の構成）

第 43 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第 44 条 理事会は、定款に定めがある事項及び本協会の業務運営に関する重要事項について決議を行い、理事及び常務執行役の業務の執行を監督する。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を自主規制会議に、これらを執行する権限を自主規制会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、自主規制会議の意見を聞いて、理

事会が自ら行うことを妨げない。

- (1) 第 5 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 7 号（法令及び定款、業務規程その他の規則に関するものに限る。）に掲げる業務並びに第 14 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項
- (2) 第 8 条に規定する業務規程及び定款施行規則その他の規則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
- (3) 第 21 条に規定する処分に関する事項
- (4) 第 69 条本文に規定する業務規程その他の規則（第 1 号に掲げる業務に係るものに限る。）並びに理事会の決議事項（第 1 号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項

3 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を相談・紛争解決委員会に、これらを執行する権限を常務執行役にそれぞれ委任する。但し、理事会、相談・紛争解決委員会その他の協会の機関及び理事、常務執行役その他の役職員は、個別の紛争解決手続の実施に関し、紛争解決委員（貸金業法第 41 条の 50 第 2 項により選任された者をいう。以下同じ。）に対して命令、指揮、又は指示を行う権限を有しない。

- (1) 手続実施基本契約の締結に関する事項
- (2) 苦情処理手続その他これに関連する事項の実施に関する事項
- (3) 紛争解決委員による紛争解決手続の実施に必要となる事項
- (4) 相談対応その他これに関連する事項の実施に関する事項

4 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を貸金戦略会議に、これらを執行する権限を貸金戦略会議に属する理事及び常務執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、貸金戦略会議の意見を聞いて、理事会が自ら行うことを妨げない。

- (1) 第 5 条第 1 項第 7 号（第 2 項第 1 号に掲げるものを除く。）及び第 9 号から第 11 号に掲げる業務並びに第 14 号に掲げる業務のうちこれらに類する業務に係る事項
- (2) 第 8 条に規定する業務規程及び定款施行規則その他の規則（前号に掲げる業務に係るものに限る。）の制定、改正及び廃止に関する事項
- (3) 第 69 条本文に規定する業務規程その他の規則（第 1 号に掲げる業務に係るものに限る。）並びに理事会の決議事項（第 1 号に掲げる業務に係るものに限る。）の解釈について疑義がある場合の、その解釈の決定に関する事項

5 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、第 5 条第 1 項第 12 号に掲げる業務

のうち次の各号に掲げる事項を決議する権限を試験委員会に、これらを執行する権限を常務執行役に、それぞれ委任する。

- (1) 試験科目及び出題範囲に関する事項
- (2) 試験問題に関する事項
- (3) 合格者の決定に関する事項
- (4) その他試験事務に関する重要な事項

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、常務執行役への委任に代えて、会長に委任することができる。ただし、この場合には、試験の公平性及び透明性を確保する観点から、会長は、次に掲げる各事項については関与できないこととする。

- (1) 試験問題の決定
- (2) 試験の合否判定及び合格者の決定

7 理事会は、第2項から前項の規定により委任した事項について、いつでも委任された理事又は常務執行役から報告を求めることができる。

(理事会の招集)

第45条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、会長が理事会の同意を得てあらかじめ定めた日時を開催する。ただし、会長は、その日時を変更し又は理事会の開催を中止することができる。

3 臨時理事会は、随時必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から理事会の目的たる事項を記載した書面により理事会招集の請求があったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集するものとする。

(定足数)

第46条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議事を開き、議決を行うことができない。

(議決の方法)

第47条 理事会の議事は、定款に別段の定めがある場合を除いては、出席した理事の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、業務規程の改正は、出席した理事の議決権の3分の2以上の多数決による。

2 前項の場合において、業務規程の改正は内閣総理大臣の認可を得たのちでなければその効力を生じない。

3 理事は、それぞれ1個の議決権を有する。

4 理事は、理事会の決議について特別の利害関係を有する場合は、議決権を有しない。

(書面等による理事会)

第 48 条 会長は、必要があると認めるときは、理事（審議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員（ただし疾病、通信が困難な場所への滞在その他の事由により、会長に対する意思を表示することが困難であると認められる者を除く。）の同意を得て、理事会の会議の招集を行わず、書面又はその写し（電磁的記録又はファクシミリ等によるものを含む。以下「書面等」という。）で理事の意見及び議決権の行使を求めることにより、理事会の決議に代えることができる。なお、理事の全員から書面等の提出があったことをもって、上記同意があったものとし、議案が報告事項のみである場合には、理事の同意を得ることなく、当該事項を書面等により送信することで各理事への報告に代えるものとする。

2 前条の規定は、前項の場合における決議についてこれを準用する。

（議事録）

第 49 条 理事会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長並びに理事会に出席した理事のうちから選任された議事録署名人 2 人以上がこれに署名押印するものとする。

2 前条第 1 項に規定する書面等による理事会の議事録は、同項に規定する当該理事会の審議事項について議決権の行使を求めた書面等（議案が報告事項のみである場合には、理事から表明があった意見等を取りまとめた記録）をもってこれに代えることができる。

第 4 節 自主規制会議、貸金戦略会議及び総務委員会

（自主規制会議）

第 50 条 本協会に自主規制会議を置く。

2 自主規制会議の構成は、自主規制会議議長、会長及び自主規制会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。

会員委員 4 人以内

公益委員 3 人

3 自主規制会議は、第 44 条第 2 項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。

4 自主規制会議は、第 44 条第 2 項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。

5 自主規制会議議長は、公益理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が公益理事である場合は、自主規制会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。

6 会員委員は、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表

- 者)又はこれに準ずる者から、理事会の決議によりこれを選任する。
- 7 公益委員は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るために必要な見識を有し、かつ、貸金業と直接関係のある業務を営む者の常務に従事する者以外の者のうちから、理事会の決議によりこれを選任する。
 - 8 委員の任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 9 公益委員の報酬は理事会の決議によりその総額を定めることとし、会員委員は無報酬とする。
 - 10 自主規制会議は、第44条第2項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。
 - 11 自主規制会議及び前項に規定する委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「自主規制会議規則」をもって定める。

(貸金戦略会議)

第51条 本協会に貸金戦略会議を置く。

- 2 貸金戦略会議の構成は、貸金戦略会議議長、会長及び貸金戦略会議に委任された業務の執行責任者のほか、次のとおりとする。
会員委員 11人以内
- 3 貸金戦略会議は、第44条第3項の規定により委任された同条同項各号に掲げる事項を決議する。
- 4 貸金戦略会議は、第44条第3項各号に掲げる業務について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 5 貸金戦略会議議長は、会員理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が会員理事である場合は、貸金戦略会議議長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 6 会員委員は、代議員である協会員（法人協会員の場合にあってはその代表者）又はこれに準ずる者から、理事会の決議によりこれを選任する。
- 7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は無報酬とする。
- 9 貸金戦略会議は、第44条第3項各号に掲げる業務について必要と認めるときは委員会を置くことができる。
- 10 貸金戦略会議、前項に規定する委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「貸金戦略会議規則」をもって定める。

(総務委員会)

第52条 理事会に総務委員会を置く。

- 2 総務委員会の構成は、総務委員会委員長のほか、次のとおりとする。
会員委員 9人以内
- 3 総務委員会は、次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
 - (1) 定款の改正、事業計画及び事業報告の作成その他本協会の業務運営に関する総括的事項
 - (2) 本協会の予算及び決算に関する事項
 - (3) 会費及び特別会費に関する事項
 - (4) 協会の加入及び退会に関する事項
 - (5) 本協会の主たる財産の管理に関する事項
 - (6) 経理規則に関する事項
 - (7) 自主規制会議及び貸金戦略会議の所管に属さない事項
- 4 総務委員会委員長は、会員理事のうちから、理事の互選によりこれを選任する。ただし、会長が会員理事である場合は、総務委員会委員長は、会長がこれを兼ねることができる。
- 5 会員委員は、会長が、理事会の同意を得て、代議員である協会員（法人協会員の場合にあつてはその代表者）又はこれに準ずる者からこれを選任する。
- 6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠のために選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は無報酬とする。
- 8 総務委員会は、財務部会を置くことができる。
- 9 総務委員会及び前項に規定する財務部会の構成、運営等に関し必要な事項は「総務委員会規則」をもって定める。

第5節 相談・紛争解決委員会

（相談・紛争解決委員会）

第53条 本協会に相談・紛争解決委員会を置く。

- 2 相談・紛争解決委員会は、法律専門家、消費者団体役員、学識経験者、経済団体の役員その他の有識者のうちから理事会の承認を得て会長が委嘱する委員により構成する。
- 3 相談・紛争解決委員会の委員の数は、5名以上9名以内で理事会が定める。
- 4 相談・紛争解決委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、紛争解決等業務に関する規則及び紛争解決等業務に関する細則をもって定める。

第6節 試験委員会

(試験委員会)

第 54 条 本協会に試験委員会を置く。

- 2 試験委員会は、貸金業法及び内閣府令に定める試験委員の要件を備える者のうちから会長が選任し委嘱する委員により、これを構成する。
- 3 試験委員会は、第 44 条第 5 項の規定により委任された貸金業務取扱主任者に係る試験に関する事項を実施する。
- 4 試験委員会は、貸金業務取扱主任者に係る試験の公平性及び透明性を確保する観点から、試験の実施に関する理事会への報告を公表日以降に行うものとする。
- 5 試験委員会は、試験委員会委員の執行に関する事項及び試験委員会の構成、運営に関し必要な事項を、「試験委員会規則」をもって定める。

第 7 節 特別委員会及び規律委員会

(特別委員会)

第 55 条 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により臨時に特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会は、本協会の業務運営全体に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。
- 3 本協会は、必要と認めるときは、理事会の決議により、特別委員会に専門委員会を置くことができる。
- 4 特別委員会及びその専門委員会の構成、運営等に関し必要な事項は「特別委員会規則」をもって定める。

(規律委員会)

第 56 条 本協会に規律委員会を置く。

- 2 規律委員会は、協会員並びにその役員及び従業員の規律に関する事項について、会長又は自主規制会議議長の諮問に応じ又は会長又は自主規制会議議長に意見を述べることができる。
- 3 規律委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、「規律委員会規則」をもって定める。

第 8 節 監 事 会

(監事会)

第 57 条 本協会に監事会を置く。

- 2 監事会は、会員監事及び常任監事により、これを構成する。
- 3 監事会は、監事の職務の執行に関する事項及び監事会の構成、運営等に関し必要な事項を、「監事会規則」をもって定める。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。

第9節 顧 問

(顧 問)

第58条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、毎年度理事会の同意を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、本協会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第10節 事 務 局

(事 務 局)

第59条 本協会の業務を処理するため、本協会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は、事務局を統括し、職員を指導する。
- 4 事務局長は、理事会に諮り会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、「事務局運営規則」をもって定める。

第11節 支 部

(支 部)

第60条 第2条の従たる事務所を支部と称する。

- 2 支部の名称、所在地その他支部の組織及びその運営に関し必要な事項は、「支部規則」をもって定める。

(業 務)

第61条 支部は、本協会の目的の達成に資するため、内閣総理大臣及び都道府県知事と協力して、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本協会の業務に関する指導、連絡及び監督事項を支部の管轄区域内に営業所又は事務所が所在する協会員（以下「支部に所属する協会員」という。）に伝達し又は実施すること。
- (2) 支部に所属する協会員間及び貸金業に関係のある団体等との意思の疎通並びに意見の調整を図ること。

2 支部は、前項に掲げるもののほか、支部規則で定める業務を行うことができる。

(事務長)

第 62 条 支部に事務長 1 人を置く。

2 事務長は支部の事務を統括する。

第 12 節 協 議 会

(協議会)

第 63 条 本協会は、本協会の業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、次の各号に掲げる地区別に協議会を置くことができる。

(1) 北海道地区（北海道）

(2) 東北地区（宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県）

(3) 関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県）

(4) 東海地区（愛知県、静岡県、三重県、岐阜県）

(5) 北陸地区（石川県、福井県、富山県）

(6) 近畿地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）

(7) 中国地区（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）

(8) 四国地区（愛媛県、香川県、徳島県、高知県）

(9) 九州地区（熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県）

2 協議会は、本協会の業務運営全体に関する事項について、会長又は貸金戦略会議議長の諮問に応じ又は会長又は貸金戦略会議議長に意見を述べ若しくは要望することができる。

3 協議会の業務、運営等に関し必要な事項は、「協議会規則」をもって定める。

第 4 章 会 計

(事業年度及び会計)

第 64 条 本協会の事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 本協会の会計は、本会計 1 個とする。ただし、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(資産の管理)

第 65 条 本協会の資産は、理事会の決議に基づき、会長がこれを管理する。

(基金)

第 66 条 本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。

2 本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

(経理規則)

第 67 条 本協会の予算、決算その他経理に関し必要な事項は、「経理規則」をもって定める。

第 5 章 残余財産の処分

(残余財産の処分)

第 68 条 本協会が解散した場合の残余財産は、本協会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第 6 章 雑 則

(定款等の解釈)

第 69 条 定款及び業務規程その他の規則並びに総会及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。

附 則

- 1 この定款は、内閣総理大臣が認可した平成 19 年 12 月 19 日から施行する。
- 2 この定款の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、「貸金業の規制等に関する法律」第 25 条に規定する貸金業協会の協会員である者は、この定款の規定にかかわらず、施行日に別に定める様式による加入届出書を本協会に提出することにより、本協会の協会員となる。この場合には、この定款に規定する加入金の納入は要しないものとする。
- 3 本協会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成 20 年 6 月の定時総会終了の時までとする。
- 4 本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。
- 5 本協会の設立当初の自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会の委員は、この定款の規定にかかわらず、別紙委員名簿のとおりとし、その任期は、平成 20 年 6 月の定時総会終了後、後任の委員が選任されるまでと

する。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成 21 年 6 月 18 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第 5 条第 1 項、第 6 条、第 20 条、第 37 条第 1 項及び第 3 項、
第 44 条第 2 項第 1 号及び第 4 号、同条第 3 項第 1 号及び第 3 号、
同条第 4 項乃至第 6 項、第 53 条を改正。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第 5 条第 1 項、第 6 条、第 20 条第 1 項、第 36 条第 2 項、第 37 条
第 1 項及び第 3 項、第 39 条第 1 項、第 44 条第 2 項第 1 号及び第 4
号、同条第 3 項、同条第 4 項第 1 号及び第 3 号、同条第 5 項乃至第
7 項、第 51 条第 3 項、同条第 4 項及び第 9 項、第 53 条、第 54 条第
3 項を改正。(以下、節番号、条文番号繰下げ)

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第 44 条第 2 項第 1 号、同条第 4 項第 1 号を改正。

附 則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

- (注) 改正条項は、次のとおりである。
第 48 条第 1 項、第 49 条第 2 項